

重要事項説明書

AIG 損害保険株式会社

(注) 保険申込書への署名または捺印は、この書面の受領印を兼ねています。

この書面では、企業財産保険および地震保険に関する重要事項(【契約概要】【注意喚起情報】等)についてご説明しています。ご契約前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。
なお、ご契約者と被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項を、被保険者の方に必ずご説明ください。

- 契約概要** 保険商品の内容をご理解いただくための事項
- 注意喚起情報** ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項

ご契約の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。
この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、「保険の約款(普通保険約款・特約をいいます。以下同様とします。)」に記載しています。必要に応じて取扱代理店・扱者または弊社にご請求ください。
なお、「保険の約款」は、ご契約後に保険証券とともにお届けします。

※ご不明な点につきましては、取扱代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。

■用語のご説明

| 用語 | | ご説明 |
|----|--------------|--|
| か | 解除 | 弊社の意思によって、この保険契約の全部または一部の効力を失わせることをいいます。 |
| | 解約 | 保険契約者の意思によって、この保険契約の全部または一部の効力を失わせることをいいます。 |
| さ | 再調達価額(新価) | 保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。 |
| し | 時価額(時価) | 損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいいます。 |
| | 敷地内 | 囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。 |
| | 失効 | この保険契約の全部または一部の効力を、その事実が発生した時に降失うことをいいます。 |
| | 自動車 | 自動三輪車および自動二輪車を含み、総排気量が125cc以下の原動機付自転車を除きます。 |
| | 商品・製品等 | 商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材をいいます。 |
| せ | 雪災 | 豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩(なだれ)をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。 |
| | 設備・什器(じゅうき)等 | 設備、装置、機械、器具、工具、什器(じゅうき)または備品をいいます。 |
| た | 建物 | 土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、屋外設備・装置を除きます。 |
| と | 盗難 | 強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。 |
| ひ | 被保険者 | 保険の補償を受けられる方をいいます。 |
| ふ | 風災 | 台風、旋風、竜巻、暴風等をいい、洪水、高潮等を除きます。 |
| ほ | 保険価額 | 損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいいます。 |
| | 保険の対象の価額 | 再調達価額から使用による消耗、経過年数等に応じた減価額を差し引いた額をいいます。ただし、保険の対象が貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品の場合は、その保険の対象と同等と認められる物の市場流通価額をいい、保険の対象が商品・製品等の場合は、その保険の対象の再仕入価額 ^(注) をいいます。 (注)死蔵品については市場価額を考慮した減額を行います。 |

1B1-333 (B-190155 2021-07) 19-06 200K(TF)

1 契約締結前におけるご確認事項

(1) 商品の名称、仕組み

契約概要

① 商品の名称

企業財産保険(プロパティガード)および地震保険

② 商品の仕組み

企業財産保険は、事業者の財産が被る直接損害に加え、利益損失や営業継続に要する費用などの間接損害も補償する保険です。

※1 企業財産保険は、一般物件および工場物件を対象としています。

※2 地震保険については、(4)①「商品の仕組み」をご覧ください。

| 基本補償 | | |
|----------|------------|---------------------------|
| 財産損害補償 | 財物損害補償特約 | 事業者の財産が被る損害を補償します。 |
| 利益損失補償 | 利益損失補償特約 | 事業が中断したために生じた損失などを補償します。 |
| | 休業損失日額補償特約 | |
| 営業継続費用補償 | 営業継続費用補償特約 | 事業を継続するために支出した追加費用を補償します。 |

+

| ご要望に応じてセットいただける主な特約 | |
|--|----|
| <ul style="list-style-type: none"> ●地震・噴火危険補償特約 ●ビル付帯設備電氣的・機械的事故補償特約 ●借家人賠償責任補償特約 | など |

(2) 基本となる補償、保険の対象およびご契約金額の設定方法等

① 基本となる補償

契約概要

注意喚起情報

ア. お支払いの対象となる主な事故

お支払いの対象となる主な事故は次のとおりです。セットする特約によっては保険金をお支払いできない事故がありますので、詳細については、「保険の約款」をご確認ください。

| お支払いの対象となる事故 | 基本補償 | 財産損害補償 | 利益損失補償 | | 営業継続費用補償 |
|--|------|---------------|-----------|---------------|-----------|
| | | | 利益損失補償特約 | 休業損失日額補償特約 | |
| (ア) 火災、落雷、破裂・爆発 | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| (イ) 風災・雹災(ひょうさい)・雪災 | | ○ (注1)(注2) | ○ (注2) | ○ | ○ (注2) |
| (ウ) 物体の落下・飛来・衝突、漏水・放水・溢水(いっすい)、騒擾(そうじょう)や集団行動・労働争議など | | ○ (注2) | ○ (注2) | ○ | ○ (注2) |
| (エ) 盗難 | | ○ (注2)(注3) | ○ (注2) | ○ | ○ (注2) |
| (オ) (ア)～(エ)、(カ)(キ)以外の不測かつ突発的な事故 | | ○ (注2)(注3) | ○ (注2) | ○ | ○ (注2) |
| (カ) 不測かつ突発的な原因によって電気、ガス、水道、電話などの供給・中継が中断または阻害された場合 | | — | ○ | ○ | ○ |
| (キ) 台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災 | | △ (注4) | △ (注4) | △ (注4)(注5) | △ (注4) |

(注1) 損害額が1敷地内で20万円以上になった場合にお支払いします。

(注2) (イ)～(オ)については、選択して外すことができます(一部、選択できない組み合わせがあります。)

(注3) 商品・製品等が生じた(エ)および(オ)による損害は、特約をセットすることによりお支払いの対象とすることができます。

(注4) 特約をセットすることによりお支払いの対象とすることができます。

(注5) 財物損害補償特約と合わせてセットする場合は、「財産損害補償」の補償に連動します。

イ. 保険金をお支払いできない主な場合

保険金をお支払いできない主な場合は次のとおりです。詳細については、「保険の約款」をご確認ください。

- (ア) 保険契約者、被保険者、これらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- (イ) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- (ウ) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波^(注)
- (エ) 核燃料物質に起因する事故
- (オ) 国または公共団体の公権力の行使
- (カ) 保険の対象および「構外ユーティリティ設備」の復旧または営業の継続に対する妨害
- (注) 地震火災費用保険金はお支払いします。

など

契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項

② お支払いする保険金

契約概要

注意喚起情報

お支払いする保険金および保険金の額は、次のとおりです。なお、①ア(キ)の事故によって保険の対象に生じた損害については、セットする特約によってお支払いする保険金および保険金の額が異なるため、記載しておりません。詳細については、「保険の約款」をご確認ください。

ア. 財産損害補償(財物損害補償特約)

| お支払いする保険金 | お支払いする場合 | お支払いする保険金の額 |
|------------------|---|--|
| (ア) 損害保険金 | ①ア(ア)～(オ)の事故によって保険の対象に生じた損害に対してお支払いします。 | <p>●ご契約金額が保険価額(時価額)以上の場合 損害の額^(注)(保険価額を限度とします。)</p> <p>●ご契約金額が保険価額(時価額)を下回る場合 損害の額^(注) × $\frac{\text{ご契約金額}}{\text{保険価額(時価額)}}$</p> <p>(注) 損害が生じた保険の対象を修理することができる場合には、次の算式によって算出した額を損害の額とします(保険価額を限度とします。) 修理によって保険の対象 修理に伴って生じた 修理費 — の価額が増加した場合は、 — 残存物がある場合は、 = 損害の額 その増加額 その価額</p> <p>※ 1 損害保険金の額は、損害の額から免責金額(自己負担額)を差し引いた額とします。ただし、保険証券の免責金額(自己負担額)欄に記載がない場合は、免責金額(自己負担額)は適用されません。なお、補償の種類ごとに支払限度額が設定されている場合は、その額を限度とします。 ※ 2 特約をセットすることにより、再調達価額でご契約いただくこともできます。</p> |
| (イ) 残存物取片づけ費用保険金 | ①ア(ア)～(オ)の事故によって損害保険金が支払われる場合、損害を受けた保険の対象の取りこわし費用などをお支払いします。 | 残存物の取片づけに必要な実費 損害保険金の10%を限度とします。 |
| (ウ) 地震火災費用保険金 | 地震、噴火またはこれらによる津波を原因とする火災によって保険の対象が一定以上の損害を受けた場合にお支払いします。 | ご契約金額 ^(注1) の5% 1回の事故 ^(注2) につき、1敷地内ごとに次の金額を限度とします。 一般物件の場合：300万円 工場物件の場合：2,000万円 (注1) ご契約金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。 (注2) 72時間以内に生じた2以上の地震、噴火またはこれらによる津波は、これらを一括して1回の事故とみなします。 |
| (エ) 修理付帯費用保険金 | ①ア(ア)～(オ)の事故によって保険の対象に損害が生じた結果、復旧にあたって発生した次のような費用 ^(注) のうち、弊社の承認を得て支出した必要かつ有益な費用をお支払いします。 ●損害の原因調査費用 ●仮修理費用 など (注) 居住の用に供する部分にかかわる費用を除きます。 | 復旧にあたり必要かつ有益な実費 1回の事故につき、1敷地内ごとにご契約金額 ^(注) の30%または5,000万円のいずれか低い額を限度とします。 (注) ご契約金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。 |
| (オ) 損害防止費用保険金 | ①ア(ア)の事故による損害の発生または拡大の防止のために次の必要または有益な費用を支出した場合、これをお支払いします。 ●消火薬剤などの再取得費用 ●消火活動に緊急に投入された人員・器材の費用 など | 損害の発生または拡大の防止に必要なまたは有益な実費 ご契約金額 ^(注) から損害保険金を差し引いた残額を限度とします。 (注) ご契約金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。 ※ご契約金額が保険価額を下回る場合は、次のとおりお支払いします。 損害防止費用保険金の額 = 損害防止費用の額 × $\frac{\text{ご契約金額}}{\text{保険価額}}$ |

※ 1 (イ) 残存物取片づけ費用保険金、(ウ) 地震火災費用保険金については、補償対象外を選択することができます。

※ 2 (イ) 残存物取片づけ費用保険金、(エ) 修理付帯費用保険金については、他の保険金((オ) 損害防止費用保険金を除きます。)との合計額がご契約金額を超える場合でも、これらの費用保険金をお支払いします。

イ. 利益損失補償(利益損失補償特約/休業損失日額補償特約)

(ア)利益損失補償特約

| お支払いする保険金 | お支払いする場合 | お支払いする保険金の額 |
|-----------|---|--|
| 利益保険金 | <p>①ア(ア)～(オ)の事故によって保険の対象が損害を受けた結果または①ア(力)の事故によって生じた利益損失(喪失利益および収益減少防止費用)に対して利益保険金をお支払いします。</p> <p>※①ア(イ)、(ウ)のうち「騒擾(そうじょう)や集団行動・労働争議」および(力)の事故の場合、これらの事故が発生した日の午前0時から24時間以内に生じた利益損失についてはお支払いの対象になりません。</p> | <p>利益保険金のお支払い額^{(注1)(注2)(注3)} $=$ 収益減少額 × 約定補償割合^(注4) - 支出を免れた経常費 × (約定補償割合^(注4) / 利益率) $+$ 収益減少防止費用 × (約定補償割合^(注4) / 利益率) - 保険証券記載の免責金額(自己負担額) - 免責時間内の利益損失の額</p> <p>(注1) ご契約金額が事故発生直前12か月間の営業収益に約定補償割合を乗じた額の80%より少ない場合は、利益保険金が削減される場合があります。</p> <p>(注2) 約定補償期間方式の場合は、約定補償期間およびご契約金額が補償の限度となります。</p> <p>(注3) 支払限度額方式の場合は、12か月間および支払限度額が補償の限度となります。</p> <p>(注4) 約定補償割合が実際の利益率より大きい場合は、上記算式の「約定補償割合」を「利益率」と読み替えます。</p> |

(イ)休業損失日額補償特約

| お支払いする保険金 | お支払いする場合 | お支払いする保険金の額 |
|------------------------|---|---|
| 休業損失日額保険金 損失防止費用保険金 | <p><休業損失日額保険金></p> <p>①ア(ア)～(オ)の事故によって保険の対象が損害を受けた結果または①ア(力)の事故によって営業が休止されたために生じた休業損失、および休業日数を減少させるために支出した必要かつ有益な追加費用に対して、休業損失日額保険金をお支払いします。</p> <p>※次の場合は、事故が発生した日はお支払いの対象になりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①ア(イ)の事故により損害を受けた結果、生じた休業損失 ・①ア(力)により生じた休業損失 <p><損失防止費用保険金></p> <p>①ア(ア)の事故による損失の発生または拡大の防止のために支出した、次のような必要または有益な費用に対して損失防止費用保険金をお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●消火薬剤などの再取得費用 ●消火活動に緊急に投入された人員・器材の費用 など | <p><休業損失日額保険金></p> <p>ご契約金額 × 復旧期間内の休業日数(定休日を除きます。)(約定復旧期間を限度とします。)</p> <p>※1 1回の事故につき次の算式で求められた額を限度とします。</p> <p>休業中の売上減少高 × 支払限度率^(注) - 休業中に支出を免れた経常費等の費用</p> <p>(注)「支払限度率」とは、直近の会計年度(1年間)の粗利益の額に10%を加算した額の同期間内の売上高に対する割合をいいます。</p> <p>※2 休業日数を減少させるために支出した各種費用もお支払いの対象となります。</p> <p>(「減少できた休業日数」×「ご契約金額」を限度とします。)</p> <p><損失防止費用保険金></p> <p>損失の発生または拡大の防止に必要なまたは有益な実費</p> |

ウ. 営業継続費用補償(営業継続費用補償特約)

| お支払いする保険金 | お支払いする場合 | お支払いする保険金の額 |
|-----------|--|--|
| 営業継続費用保険金 | <p>①ア(ア)～(オ)の事故によって保険の対象が損害を受けた結果または①ア(力)の事故によって生じた営業継続費用^(注)に対して営業継続費用保険金をお支払いします。</p> <p>(注)収益減少を防止または軽減し営業を継続するために支出した費用のうち、通常要する費用を超える部分(追加費用)をいいます。</p> | <p>臨時に支出した追加費用 - 復旧期間内に支出を免れた経常費</p> <p>※1 1回の事故につきご契約金額を限度とします。ただし、免責金額(自己負担額)を設定した場合は、その免責金額(自己負担額)を控除した額とします。</p> <p>※2 支払限度額を設定した場合で、営業継続費用の額(免責金額(自己負担額)を設定した場合は、その免責金額(自己負担額)を控除した額)がその支払限度額を上回る場合は、その支払限度額を限度とします。</p> <p>※3 ①ア(力)の事故によって生じた営業継続費用については、1回の事故につき、ご契約金額の10%を限度として補償します。(支払限度額を設定した場合で、ご契約金額の10%がその支払限度額を上回るときは、その支払限度額を限度とします。免責金額(自己負担額)を設定した場合は、その免責金額(自己負担額)を控除した金額に対し、ご契約金額の10%または支払限度額のいずれか低い額を限度とします。)</p> |

③ セットできる主な特約 契約概要

ご希望に応じてセットできるオプション特約があります。
特約の詳細については、「保険の約款」、「パンフレット」をご確認ください。

| ア. 費用に関する補償 | | | | | |
|--------------------------------------|--|----------------------|---|----------------------|---|
| 事故時諸費用補償特約 (10%型 / 30%型) | ①ア(ア)～(ウ) ^{(注1)(注2)} の事故によって損害保険金が支払われる場合、保険の対象が損害を受けたために臨時に生じる費用をお支払いします。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; vertical-align: top;"> 事故時諸費用補償特約 (10%型) </td> <td> 損害保険金の10%をお支払いする特約です。 ※1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円を限度とします。 </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> 事故時諸費用補償特約 (30%型) </td> <td> 損害保険金の30%をお支払いする特約です。 ※1回の事故につき、1敷地内ごとに500万円を限度とします。 </td> </tr> </table> (注1)水災危険補償特約Aをセットする場合は、①ア(キ)の事故を含みます。 (注2)ビル付帯設備電氣的・機械的事故補償特約または工場内受配電設備電氣的・機械的事故補償特約をセットする場合は、その特約の保険の対象に発生した電氣的事故または機械的事故を含みます。 | 事故時諸費用補償特約 (10%型) | 損害保険金の10%をお支払いする特約です。 ※1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円を限度とします。 | 事故時諸費用補償特約 (30%型) | 損害保険金の30%をお支払いする特約です。 ※1回の事故につき、1敷地内ごとに500万円を限度とします。 |
| 事故時諸費用補償特約 (10%型) | 損害保険金の10%をお支払いする特約です。 ※1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円を限度とします。 | | | | |
| 事故時諸費用補償特約 (30%型) | 損害保険金の30%をお支払いする特約です。 ※1回の事故につき、1敷地内ごとに500万円を限度とします。 | | | | |
| イ. 自然災害に対する補償 | | | | | |
| 地震・噴火危険補償特約 (財物損害補償特約用) | 事業用の財物を対象とし、地震または噴火による火災、損壊、埋没、破裂、爆発、津波、洪水その他の水災によって保険の対象について生じた損害を補償します。 ※1ご契約のお引受けに際しては、弊社所定の条件があります。 ※2居住部分のある建物(併用住宅を含みます。)は、この特約をセットできませんので、地震保険へのご加入をおすすめします。 | | | | |
| 水災危険補償特約A/B (財物損害補償特約用) | 台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災によって保険の対象について生じた損害を補償します。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; vertical-align: top;"> 水災危険補償特約A </td> <td> 発生した損害の額に対して保険金をお支払いする特約です。 ※ご契約のお引受けに際しては、弊社所定の条件があります。 </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> 水災危険補償特約B </td> <td> 損害の状況によりご契約金額の一定割合をお支払いする特約です。 ※お支払いする保険金の額については「保険の約款」をご確認ください。 </td> </tr> </table> | 水災危険補償特約A | 発生した損害の額に対して保険金をお支払いする特約です。 ※ご契約のお引受けに際しては、弊社所定の条件があります。 | 水災危険補償特約B | 損害の状況によりご契約金額の一定割合をお支払いする特約です。 ※お支払いする保険金の額については「保険の約款」をご確認ください。 |
| 水災危険補償特約A | 発生した損害の額に対して保険金をお支払いする特約です。 ※ご契約のお引受けに際しては、弊社所定の条件があります。 | | | | |
| 水災危険補償特約B | 損害の状況によりご契約金額の一定割合をお支払いする特約です。 ※お支払いする保険金の額については「保険の約款」をご確認ください。 | | | | |
| ウ. 設備・装置に関する補償 | | | | | |
| ビル付帯設備電氣的・機械的事故補償特約 (財物損害補償特約用) | 保険の対象の建物または屋外設備・装置に付帯された機械設備のうち、建物または屋外設備・装置の機能を維持するための機械設備などを対象として、それらに発生した電氣的事故または機械的事故によって生じた損害を補償します。 | | | | |
| 工場内受配電設備電氣的・機械的事故補償特約 (財物損害補償特約用) | 工場敷地内に設置されている受配電設備等を包括して保険の対象とし、それらに発生した電氣的事故または機械的事故によって生じた損害を補償します。 | | | | |
| 冷凍・冷蔵損害補償特約B (財物損害補償特約用) | 保険の対象である冷凍・冷蔵物について、同一敷地内の火災事故により冷凍・冷蔵装置または設備の破壊、変調もしくは機能停止に起因する温度変化のために生じた損害を補償します。 | | | | |
| エ. 損害賠償責任を負った場合の補償 | | | | | |
| 預かり品損害補償特約 | 保険証券記載の建物内において一時的に保管・管理する預かり品が、保険期間中に損壊・紛失・盗取された場合、預かり品について正当な権利を有する者に対し、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。 | | | | |
| 借家人賠償責任補償特約 | 保険証券記載の借用建物または借戸室が、次の事故により滅失・破損・汚損した場合、貸主(転賃人を含みます。)に対する法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。 ●火災、破裂・爆発 ●給排水設備に生じた事故に伴う漏水・放水または溢水(いっすい)による水濡れ | | | | |
| 修理費用補償特約 | 次の事故により保険証券記載の借用建物または借戸室に損害が生じた場合、貸主(転賃人を含みます。)との契約に基づきまたは緊急的に被保険者の費用で修理したときは、その借用建物または借戸室を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費用を補償します。 ●火災、落雷、破裂・爆発 ●物体の落下、飛来、衝突、接触、倒壊 ●給排水設備に生じた事故に伴う漏水、放水または溢水(いっすい)による水濡れ ●騒擾(そうじょう)、労働争議に伴う暴力行為・破壊行為 ●風災、雹災(ひょうさい)、雪災 ●盗難 ※借家人賠償責任補償特約とセットでのご契約となります。 など | | | | |
| オ. 現金・小切手に関する補償 | | | | | |
| 業務用通貨・預貯金証書盗難危険補償特約 | 保険の対象が設備・什器(じゅうき)等である場合に、保険証券記載の建物内において発生した業務用の通貨または預貯金証書(キャッシュカードを含みます。)の盗難により生じた損害を補償します。なお、現金・小切手等補償特約と同時にセットすることはできません。 | | | | |
| 現金・小切手等補償特約 | 保険証券記載の保管場所に保管されている間および通常の運送経路を運送されている間に、火災、盗難などの偶然な事故により、業務用通貨・小切手などについて生じた損害を補償します。なお、業務用通貨・預貯金証書盗難危険補償特約と同時にセットすることはできません。 | | | | |

| カ. 保険金のお支払いに関する特約 | |
|-------------------|--|
| 新価実損払特約 | 再調達価額によって評価し、その評価額に約定補償割合 ^(注1) を乗じた金額をご契約金額として設定します。保険の対象に損害が発生した場合は、この金額を限度として、再調達価額に基づき算定した損害の額 ^(注2) を補償します。 (注1) 約定補償割合とは、評価額に対して保険をつける割合で 100%～30% (10%刻み) から選択して設定します。 (注2) 損害が生じた保険の対象を修理することができる場合には、次の算式によって算出した額を損害の額とします (その保険の対象の再調達価額を限度とします。) 修理費 — 修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額 = 損害の額 ※支払限度額を設定した場合で、損害の額 (補償の種類ごとに免責金額 (自己負担額) を設定した場合は、その保険証券記載の免責金額 (自己負担額) を控除した額) がその支払限度額を上回る場合は、その支払限度額を限度とします。 |
| 新価保険特約 | 再調達価額によって評価し、その評価額をご契約金額として設定します。 保険の対象に損害が発生したときは、この金額を限度として、再調達価額に基づき算定した損害の額 ^(注) を補償します。 (注) 損害が生じた保険の対象を修理することができる場合には、次の算式によって算出した額を損害の額とします (その保険の対象の再調達価額を限度とします。) 修理費 — 修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額 = 損害の額 ※1 時価額が再調達価額の 50%以上の建物、屋外設備・装置、設備・什器 (じゅうき) 等を対象とします。 ※2 罹災した保険の対象を 2 年以内に復旧しない場合は、時価額を基準として保険金をお支払いします。 |

④ 保険の対象 (お支払いの対象となる物) 契約概要

基本補償の保険の対象 (お支払いの対象となる物) は、次のとおりです。
詳細については、「保険の約款」、「パンフレット」をご確認ください。

| 基本補償 | お支払いの対象となる物 (保険の対象) |
|-----------------------------------|---|
| ア. 財産損害補償 | 事業者の所有、使用または管理する財物 (建物、商品・製品等、設備・什器 (じゅうき) 等、屋外設備・装置) を対象とします。 ^(注1) ただし、次の物を除きます。 ●家財 ●建築中の建物および増築中の建物の増築部分 ●通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物 ●動物または植物 ●野積みの動産 ●自動車 など |
| イ. 利益損失補償 (利益損失補償特約 / 休業損失日額補償特約) | (ア) 保険証券記載の建物または構築物 (イ) 敷地内 ^(注2) にある被保険者の占有する建物、屋外設備、動産など (ウ) 敷地内 ^(注2) に所在する建物または構築物のうち、他人が占有する部分 (エ) 敷地内 ^(注2) に所在する建物または構築物に隣接するアーケードまたはそのアーケードに接する建物または構築物 (オ) 敷地内 ^(注2) に所在する建物または構築物に通じる袋小路およびそれに面する建物または構築物 |
| ウ. 営業継続費用補償 | |

(注1) 1 個または 1 組の価額が 30 万円を超える貴金属、宝玉石および宝石ならびに書画、骨董 (こっとう)、彫刻物その他の美術品は、保険申込書に明記しないと保険の対象となりません。同様に明記しないと保険の対象にならないものについては、「保険の約款」をご確認ください。

(注2) イ. (ア) の建物または構築物の所在する敷地内をいいます。

⑤ ご契約金額の設定 契約概要

ご契約金額は、次のとおり設定してください。

| 補償 | ご契約金額の設定方法・基準 |
|------------|---|
| 財産損害補償 | ア. 再調達価額での設定 保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに必要な額 (再調達価額) によって設定します。この場合には、新価実損払特約または新価保険特約のいずれかの特約をセットします。 ※新価保険特約をセットしたご契約で、ご契約金額が再調達価額を下回って契約している場合は、損害の額の全額がお支払いできない場合がありますのでご注意ください。 イ. 時価額での設定 再調達価額から使用による消耗、経過年数等に応じた減価額を差し引いた額にて設定します。 ※ご契約金額が保険価額 (時価額) を下回って契約している場合は、損害の額の全額がお支払いできない場合がありますのでご注意ください。 |
| 利益損失補償 | 年間営業収益 × 約定補償割合を基準に設定 ※約定補償割合は、損益計算書から算出された利益率を限度にお客さまに任意で決定いただきますが、利益率を基準に設定いただくことをおすすめします。 |
| 休業損失日額補償特約 | 1 日あたりの粗利益 ※1 事業所につき 1 日あたり 200 万円を限度とします。 |

| 補償 | ご契約金額の設定方法・基準 |
|----------|--|
| 営業継続費用補償 | 事故発生後の復旧期間中に通常の営業または生産活動を継続させるために特別に必要とする費用を基準に設定 ※1 敷地内ごと設定します。 |

※1 ご契約の時にご契約金額が保険価額を超過していた場合で、ご契約者および被保険者がそのことを知らずかつ重大な過失がなかったときは、超過部分について取り消しをすることができます。この場合、その取り消された部分に対応する保険料は全額返還します。ただし、保険の対象が工場物件の場合または利益損失補償特約、営業継続費用補償特約、1 敷地内包括契約特約もしくは複数敷地内包括契約特約をセットしたご契約の場合は、超過部分の取り消しおよび超過部分の保険料の返還はできませんので、ご注意ください。

※2 お客さまが実際に契約するご契約金額については、保険申込書の「保険金額(ご契約金額)」欄、「保険の約款」でご確認ください。

⑥ 保険期間および補償の開始・終了時期 契約概要 注意喚起情報

| | |
|-----------|---|
| 保 険 期 間 | 原則1年(1年を超える長期契約や1年未満の短期契約も可能な場合があります。) |
| 補 償 の 開 始 | 保険期間の開始日の午後4時(保険申込書にこれと異なる時刻が記載されている場合は、その時刻) |
| 補 償 の 終 了 | 保険期間の終了日の午後4時 |

お客さまが実際に契約する保険期間については、保険申込書の「保険期間」欄でご確認ください。

(3) 保険料決定の仕組みと払込方法等

① 保険料の決定の仕組み 契約概要

企業財産保険の保険料は、ご契約金額、免責金額(自己負担額)、保険期間、建物^(注)の所在地・構造・職作業などによって決まります。詳しくは、取扱代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。また、お客さまが実際に契約する保険料については、保険申込書の「保険料」欄でご確認ください。

(注) 保険の対象を収容する建物を含みます。

※地震保険については、(4)⑤「引受条件」工をご覧ください。

② 保険料の払込方法 契約概要 注意喚起情報

保険料の払込方法は、ご契約と同時に全額を払い込みいただく一時払と、複数の回数に分けて払い込みいただく分割払があります。

③ 保険料の払込猶予期間等の取扱い 注意喚起情報

保険料を複数の回数に分けて払い込みいただく分割払で契約をされた場合、第2回以降の分割保険料は、毎月の払込期日^(注)までに払い込みください。払込期日後1か月を経過した後も分割保険料の払込みがない場合には、その払込期日の翌日以後に生じた事故による損害に対しては、保険金をお支払いできません。また、ご契約を解除させていただく場合がありますので、ご注意ください。

なお、保険料の払込猶予期間は保険種類や保険料の払込方法によって異なりますのでご注意ください。

(注) 口座振替の場合、金融機関所定の振替日が保険料払込期日となります。

(4) 地震保険の取扱い

① 商品の仕組み 契約概要 注意喚起情報

地震保険は、居住部分のある建物(併用住宅を含みます。)を保険の対象とする企業財産保険(以下、ここでは「主契約」といいます。)とあわせてご契約ください(主契約の保険期間の途中から地震保険をご契約いただくこともできます。)。また、地震保険を単独で契約することはできません。

地震保険のご契約を希望されない場合には、保険申込書の「地震保険ご確認」欄にご署名またはご捺印ください。

② 補償内容 契約概要 注意喚起情報

地震・噴火またはこれらによる津波(以下、「地震等」といいます。)を原因とする火災、損壊、埋没、流失によって保険の対象である居住部分のある建物(併用住宅を含みます。)に次の損害が生じた場合に保険金をお支払いします。損害の程度である「全損」「大半損」「小半損」「一部損」の認定は、「地震保険損害認定基準」にしたがいます。

| 損害の程度 | 保険金をお支払いする場合 | | お支払いする保険金の額 |
|-------|--|--|-------------------------------|
| | 建 物 | | |
| 全 損 | 主要構造部 ^(注1) の損害の額が建物の時価の50%以上 | | 地震保険のご契約金額の100% (時価が限度) |
| | 焼失・流失した部分の床面積が建物の延床面積の70%以上 | | |
| 大 半 損 | 主要構造部 ^(注1) の損害の額が建物の時価の40%以上50%未満 | | 地震保険のご契約金額の60% (時価の60%が限度) |
| | 焼失・流失した部分の床面積が建物の延床面積の50%以上70%未満 | | |
| 小 半 損 | 主要構造部 ^(注1) の損害の額が建物の時価の20%以上40%未満 | | 地震保険のご契約金額の30% (時価の30%が限度) |
| | 焼失・流失した部分の床面積が建物の延床面積の20%以上50%未満 | | |
| 一 部 損 | 主要構造部 ^(注1) の損害の額が建物の時価の3%以上20%未満 | | 地震保険のご契約金額の5% (時価の5%が限度) |
| | 建物が、床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を受け損害が生じた場合で、全損・大半損・小半損・一部損に至らないとき | | |

※ 1回の地震等^(注2)による損害保険会社全社の支払保険金の総額が11兆7,000億円(2019年4月現在)を超える場合、お支払いする保険金は次の算式により計算した金額に減額されることがあります。

$$\text{お支払いする保険金} = \text{算出された保険金の額} \times \frac{11 \text{ 兆 } 7,000 \text{ 億円}}{\text{算出された保険金の総額}}$$

(注1) 建築基準法施行令第1条第3号に掲げる構造耐力上主要な部分をいい、軸組、基礎、柱、壁、屋根などをいいます。

(注2) 72時間以内に生じた2以上の地震等は、これらを一括して1回の地震等とみなします。

③ 保険金をお支払いできない主な場合 契約概要 注意喚起情報

- ア. ご契約者、被保険者などの故意もしくは重大な過失または法令違反による損害
- イ. 地震等の際における保険の対象の紛失または盗難
- ウ. 地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害
- エ. 門、塀、垣、エレベーター、給排水設備のみに生じた損害
- オ. 損害の程度が一部損に至らない損害 など

④ 保険期間 契約概要

| | |
|--------------|--|
| 主契約が1年の場合 | 主契約の保険期間とあわせてご契約いただきます。 |
| 主契約が1年を超える場合 | 1年間または5年間ずつ自動的に継続する方式や、最長5年までの整数年で長期契約とする方式があり、主契約の保険期間とあわせてご契約いただきます。 |

⑤ 引受条件(保険の対象、ご契約金額の設定、保険料決定の仕組み等) 契約概要

- ア. 企業財産保険に地震保険をセットする場合、保険の対象は居住部分のある建物(併用住宅を含みます。)です。これらに該当しない場合は保険の対象とすることはできません。
- イ. 次のものは地震保険の対象に含まれません。

| | |
|--|----|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 専用店舗、事務所などの事業用建物およびその建物に収容される動産 ● 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類するもの ● 自動車 ● 1個または1組の価額が30万円を超える貴金属、宝玉、宝石、書画、骨董(こっとう)、彫刻物その他の美術品 ● 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類するもの ● 商品、営業用什器(じゅうき)・備品その他これらに類するもの | など |
|--|----|

- ウ. 地震保険のご契約金額は、建物ごとに、主契約のご契約金額^(注)の30%~50%の範囲で設定してください。ただし、他の地震保険契約と合算して、5,000万円が限度額となります。
- エ. 地震保険の保険料は、ご契約金額のほかに建物の所在地・構造などにより異なります。また、所定の確認資料のご提出により、建築年割引、免震・耐震性能に応じた耐震等級割引・免震建築物割引・耐震診断割引を適用できる場合があります。実際に契約いただく保険料については、保険申込書の「保険料」欄でご確認ください。

(注) 財物損害補償特約のご契約金額をいいます。

※ 大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令された場合は、その時から「地震保険に関する法律」に定める一定期間は、東海地震に係る地震防災対策強化地域内に所在する居住用建物について、地震保険の新規契約および増額契約はお引き受けできません(同一物件・同一被保険者・ご契約金額が同額以下の更改契約は除きます。)のでご注意ください。

(5) 満期返戻金・契約者配当金 契約概要

企業財産保険および地震保険には、満期返戻金・契約者配当金はありません。

2 契約締結時におけるご注意事項

(1) 保険申込書のご確認

お客さまのご意向に基づき、弊社において別紙「保険申込書」のとおり、補償内容を記載していますので、ご意向に沿った内容であるかご確認のうえ、ご契約ください。また、「保険申込書」の記載内容に誤りがないかについてもご確認ください。

(2) 告知義務 注意喚起情報

ご契約者、被保険者には告知義務があり、取扱代理店・扱者には告知受領権があります。

告知義務とは、ご契約時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。

告知事項とは、危険に関する重要な事項として弊社が告知を求めるもので、「保険申込書^(注)」に告知事項として明示している項目のことです。この項目が、事実と違っている場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、「保険申込書^(注)」の記載内容を必ずご確認ください。

(注) 付属する明細書を含みます。

主な告知事項

- 保険の対象の所在地
- 建物の構造・用途(用法)(住宅、共同住宅、店舗、事務所、工場、倉庫、作業所 など)
- 建物内で行われる職作業の種類および作業規模(工業上の作業に使用する動力・電力、作業人員)
- 次の他の保険契約(共済契約を含む)の有無およびその内容
 - ・保険の対象と同一の敷地内に所在する被保険者所有の建物または建物以外のものについて同一の損害または費用を補償する他の保険契約
 - ・損失または営業継続費用の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約 など

※保険の対象が工場物件の場合または利益損失補償特約、営業継続費用補償特約、1敷地内包括契約特約もしくは複数敷地内包括契約特約をセットしてご契約いただく場合には、申込書(付属する明細書を含みます。)の記載事項すべてが告知事項となります。

(3) クーリングオフ

注意喚起情報


①保険期間が1年を超えるご契約については、ご契約のお申込み後であっても、お申込みの撤回またはご契約の解除(以下、「クーリングオフ」といいます。)を行うことができます。クーリングオフは、図のような書面でお申し出ください。お申出いただける期間は、ご契約のお申込日または本書面の受領日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内です。この期間内に、ご契約の保険会社の「クーリングオフ係」宛^(注)に、必ず郵送してください(8日以内の消印有効)。次のご契約は、クーリングオフができませんので、ご注意ください。

- 保険期間が1年以下のご契約
- 営業または事業のためのご契約
- 法人または社団・財団等が締結したご契約
- 質権が設定されたご契約
- 第三者の担保に供されているご契約
- 賃貸借契約等により債務の履行を担保するために保険契約の付保を義務付けられているご契約
- 通信販売特約に基づき申し込まれたご契約

(注)取扱代理店・扱者では、クーリングオフのお申出を受け付けることはできません。

◆ハガキ表面の宛先

〒130-8560 東京都墨田区錦糸1-2-4
AIG損害保険株式会社 クーリングオフ係

| <ハガキ*の記載内容> | |
|---|---|
| 表面[宛先] | 裏面[記載事項] |
|  1308560 東京都墨田区錦糸1-2-4 AIG損害保険株式会社 クーリングオフ係 | ①クーリングオフする旨のお申出 ②ご契約者住所 ③ご契約者署名 ④ご連絡先電話番号 ⑤契約申込年月日 ⑥申し込まれた保険の種類 (商品名) ⑦証券番号または領収証番号 ⑧取扱代理店名・扱者名 |

※封書でのお申出も可能です。

②クーリングオフの場合には、既にお払込みいただいた保険料はお返しいたします。また弊社および取扱代理店・扱者はクーリングオフによる損害賠償または違約金を一切請求いたしません。ただし、クーリングオフ対象期間における保険金の支払責任を保険会社が負っていることから、保険期間の開始日(保険期間の開始日以降に保険料が払い込まれたときは、弊社が保険料を受領した日)から解除日までの期間に相当する保険料を日割にて払い込んでいただくことがあります。

③既に保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、知らずにクーリングオフをお申出の場合は、そのお申出の効力は生じないものとします。

3 契約締結後におけるご注意事項

(1) 通知義務等

注意喚起情報

①ご契約後、次の事実が発生した場合は、遅滞なく取扱代理店・扱者または弊社にご通知ください。ご通知がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

主な通知事項

- 建物の構造または用途(用法)を変更した(する)こと。(空家になる場合を含みます。)
- 設備・什器(じゅうき)等の保険の対象を他の場所に移転した(する)こと。
- 申込書の記載事項として告知いただく事項の内容に変更を生じさせる事実が発生した(する)こと。

※1 上記事実の発生によりこの保険契約で補償される損害の発生の可能性が増加または減少した場合で、保険料を変更する必要があるときは、損害の発生の可能性が増加または減少した日以降、その増加または減少した部分に対応する保険料を月割計算で請求または返還します。

※2 上記事実の発生により損害の発生の可能性が増加し、この保険の引受範囲を超えることとなった場合、ご契約を解除させていただくことがあります。

※3 保険の対象が工場物件の場合または利益損失補償特約、営業継続費用補償特約、1敷地内包括契約特約もしくは複数敷地内包括契約特約をセットしてご契約いただく場合、前記「主な通知事項」にある事実の発生および次の事項につきましては、事前に取扱代理店・扱者または弊社にご通知ください。ご通知がない場合、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。また、発生した事実の内容によってはご契約を解除することがあります。

契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください

- 建物を改築、増築または引き続き 15 日以上にわたって修繕すること。
- 保険の対象である機械設備を仮修理もしくはその他の応急措置により運転または使用すること。

②ご契約後、次の事実が発生する場合には、契約内容の変更などが必要となります。遅滞なく取扱代理店・扱者または弊社にご通知ください。

| ご注意ください事項 | |
|---|----|
| ●ご契約者の住所または通知先を変更したこと。 ^(注1) | など |
| ●建物などを譲渡(売却・贈与など)により名義変更すること。 ^(注2) | |

(注1)住所など連絡先の変更を伴う場合は、弊社から重要なお知らせがある場合にご連絡できないことがありますので、遅滞なく取扱代理店・扱者または弊社にご連絡ください。

(注2)保険の対象が譲渡されますと、弊社の承認を受けている場合を除き、ご契約いただいている保険契約は失効します。

③ご契約の後に保険の対象の価額が著しく減少した場合は、減少した日以降、ご契約金額の減額を請求することができ、その減額した部分に対応する保険料を月割計算で返還します。

(2) 解約時の返還保険料

契約概要

注意喚起情報

ご契約を解約する場合は、取扱代理店・扱者または弊社に速やかにお申し出ください。

- ①ご契約の解約に際しては、契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を返還します。
- ②解約の条件によって、解約日から保険期間の終了日までの期間に応じて、保険料を返還します。ただし返還保険料は、原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- ③保険期間の開始日から解約日までの期間に応じて払い込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。追加でご請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除させていただくことがあります。なお、解約時の返還保険料の計算方法につきましては、弊社ホームページ(URL: <https://www.aig.co.jp/sonpo/contractor/rp/b/>)をご覧ください。また、取扱代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。

(3) 保険証券の保管

保険証券は、保険契約の内容を記載している重要な書類です。保険証券の表示内容および「保険の約款」をご確認のうえ、大切に保管してください。

4 その他ご留意いただきたいこと

(1) 取扱代理店の権限

注意喚起情報

取扱代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、弊社と直接契約されたものとなります。

(2) 保険会社破綻時等の取扱い

注意喚起情報

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、弊社も加入しております。この保険は、保険契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。補償対象となる場合には、保険金や返還保険料は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。なお、居住用建物を保険の対象とする地震保険の保険金や返還保険料は100%補償されます。

(3) 個人情報の取扱い

注意喚起情報

弊社は、この契約に関する個人情報を次の目的のために利用します。

- ①保険契約のお引受け、ご継続・維持管理および保険金・給付金等のお支払い
- ②グループ会社・提携会社等が取り扱うサービスや各種商品のご案内・提供、ご契約の維持管理
- ③弊社業務に関する情報提供および運営管理、商品・サービスの充実
- ④お客さまのお取引および弊社の業務運営を適切かつ円滑に履行するために行う業務
- ⑤その他上記に付随する業務

また、ご本人が同意されている場合のほか、次の場合に外部へ提供する場合があります。

- ①利用目的の達成に必要な範囲内において、業務を外部(弊社代理店を含む)へ委託する場合
- ②再保険の手続きをする場合
- ③ご本人の保険契約内容を保険業界において設置運営する情報制度に登録する等、保険制度の健全な運営に必要であると考えられる場合
- ④その他法令に根拠がある場合

ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、各種法令に従い、業務の適切な運営の確保およびその他必要と認められる範囲に限定します。また、個人番号(マイナンバー)を含む特定個人情報の利用目的は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に定められている範囲に限定します。

上記に関わる個人情報の取扱い(プライバシーポリシー)の詳細は、弊社ホームページをご覧ください。

(URL: <https://www.aig.co.jp/sonpo>)

(4) 重大事由による解除

次の事由に該当する場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①ご契約者または被保険者が、弊社に保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとした場合
- ②被保険者が保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとした場合
- ③ご契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められる場合

など

契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

(5) 事故が起こった場合

事故発生のご連絡をいただいてから、保険金のお受け取りまでの一般的な流れは、次のとおりです。お客さまのご契約内容、事故の状況などにより手続きが異なることもありますので、ご遠慮なく取扱代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。

① 保険金のお支払いの流れ

事故発生のご連絡から、保険金のお受け取りまでの一般的な流れは次のとおりです。

| | |
|---|------|
| Step1：事故発生のご連絡 | お客さま |
| <input type="checkbox"/> 火災・盗難などの事故状況や被害の程度などについて、取扱代理店・扱者または弊社までご連絡をお願いします。 | |
| Step2：事故対応のお打ち合わせ | 弊社 |
| <input type="checkbox"/> 必要に応じて、事故対応のアドバイスや罹災現場の確認をします。 | |
| Step3：必要書類のご案内など | 弊社 |
| <input type="checkbox"/> お客さまのご契約内容を確認し、補償の内容をご案内します。 <input type="checkbox"/> 保険金請求に必要な書類についてご案内します。 | |
| Step4：必要書類のご手配・ご提出 | お客さま |
| <input type="checkbox"/> 保険金請求書などへのご記入、見積書・損害写真などのご手配をいただき、ご提出をお願いします。 | |
| Step5：ご請求内容の確認 | 弊社 |
| <input type="checkbox"/> 保険金をお支払いするために必要な確認をします。 <input type="checkbox"/> お支払いする保険金の額を算出し、保険金をお支払いします。 | |
| Step6：保険金のお受取り | お客さま |
| <input type="checkbox"/> お支払金額、お支払先などをお客さまに書面でご案内しますので、ご確認をお願いします。 | |

※事故の発生時のご注意

損害賠償責任を補償する特約に関する事故の場合、損害賠償責任の全部または一部を被害者に対して承認しようとするときは、必ず事前に弊社へご連絡いただき、承認を得てください。その際に、弊社は、被害者との示談、調停などの法律行為を行うことができませんが、被害者からの損害賠償請求に対して、その解決にあたるための助言、協力を行うことができます。弊社の承認のないまま被害者に対して損害賠償金額の全部または一部を承認された場合は、保険金をお支払いできない場合があります。

② 保険金のご請求に必要な主な書類

保険金のご請求にあたっては、事故や損害に応じて、次の書類をご提出いただきます。なお、書類につきましては、事故の担当者からご案内を差し上げます。

| 保険金の請求に必要な書類 | | |
|--------------|------------------------------|--|
| ア | 保険金を請求する書類 | 保険金請求書 |
| イ | 損害の程度を立証する書類 | 損害見積書など |
| ウ | 事故の発生を確認できる書類 | 保険の対象の盗難による損害の場合は、所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類など |
| エ | 事故の原因を確認する書類 | 事故発生原因についての説明書または調査報告書など |
| オ | 事故発生の状況を確認する書類 | 事故発生状況についての説明書または調査報告書など |
| カ | 損害発生の有無を確認する書類 | 罹災証明書／交通事故証明書などの公的証明書またはこれに代わるべき第三者の証明など |
| キ | 被保険者に該当する事実を確認する書類 | 戸籍謄本／除籍謄本／法定相続権者からの委任状、代理請求に係る資格確認書類／登記簿謄本／固定資産台帳／領収証など保険の対象の所有権を証明する資料など |
| ク | 損害・損失・費用の額(時価額を含みます。)を確認する書類 | 損害保険金 |
| ケ | | 残存物取片づけ費用保険金 |
| コ | | 修理付帯費用保険金・休業損失日額補償特約・営業継続費用補償特約 |
| サ | | 利益損失補償特約・休業損失日額補償特約など |
| シ | | 損害防止費用保険金・損失防止費用保険金 |
| | | 損傷箇所の写真、修理見積書など、固定資産台帳、保険の対象を取得した時の領収証など 解体、廃材処分費用などの明細書、領収証など 仮修理見積書、代替物借用書など 保険の対象の修理見積書、明細書および工程表・売上日報および月報・確定申告書・決算書(貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書など)、所得証明書など 消火薬剤交換費用の請求書など |

| | | | |
|---|--------------------------------------|------------------------------|---|
| ス | 損害・損失・費用の額（時価額を含みます。）を確認する書類 | 損害賠償責任保険金（補償する特約がセットされている場合） | 示談書および損害賠償金の支払いまたは損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類など。損害賠償金の根拠となる資料、その他損害賠償を履行したことを示す書類（領収証など）など |
| セ | 事故と損害の関係を確認する書類 | 利益損失補償特約・休業損失日額補償特約など | 保険の対象の修理見積書、明細書および工程表などと売上日報および月報など |
| ソ | 他の保険契約等の有無および内容を証明する書類 | | 他の保険契約等の申込書または証券の写しなど |
| タ | 損害について被保険者が有する損害賠償請求権の有無の事実を立証する書類 | | 事故の相手方（事故発生の原因者を含みます。）との約束を記した示談書や念書など |
| チ | その他の債権および既に取得したものの有無および内容の事実を立証する書類 | | 売買契約書など |
| ツ | 弊社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項を立証する書類 | | 保険金支払額承諾書など |

※事故の内容または損害の額などに応じて、ご契約者または被保険者に対して、これら以外の書類もしくは証拠の提出または弊社が行う調査へのご協力をお願いすることがありますので、ご了承ください。

(6) 保険金のお支払い

① 保険金のお支払い時期

弊社は、保険金請求に必要な書類をご提出いただき、ご請求の手続きが完了した日（以下「請求完了日」といいます。）からその日を含めて 30 日以内に、保険金を支払うための必要事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、この期間内に必要な照会・調査が終了しないなど、次のアからカに該当する場合には、被保険者にご連絡のうえ、請求完了日からその日を含めてアからカに記載の日数を経過する日までに保険金をお支払いすることがあります。

| 照会・調査内容 | | 日数 |
|---------|--|-------|
| ア | 事故の原因、事故発生の状況等を確認するために、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査の結果を得る必要がある場合 | 180 日 |
| イ | 損害の程度、事故の原因、損害の発生と事故との関係等を確認するために、専門機関による鑑定等の結果を得る必要がある場合 | 90 日 |
| ウ | 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された災害の被災地域において、事故発生の状況、損害の額等の確認のために必要な調査を行う場合 | 60 日 |
| エ | 事故発生の状況、損害の額等の確認、弊社が支払うべき保険金の額を確定するための確認を日本国内において行うための代替的な手段がなく、日本国外において必要な調査を行う場合 | 180 日 |
| オ | 保険の対象が工場物件の場合または利益損失補償特約、営業継続費用補償特約もしくは 1 敷地内包括契約特約・複数敷地内包括契約特約をご契約の場合において、損害を受けた保険の対象や損害を生じさせた理由や事象が特殊なときまたは同じ敷地内に所在する多数の保険の対象が同じ事故によって損害を受けた場合において、事故の原因、損害の程度等を確認するために、専門機関による鑑定等の結果を得る必要があるとき。 | 180 日 |
| カ | 地震保険において、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づき設置された中央防災会議において専門調査会より被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる広域災害が発生した場合 | 365 日 |

※ 1 保険金支払に必要な調査などに際し、正当な理由がなくご協力いただけない場合は、これらの期日までに保険金をお支払いできないことがあります。

※ 2 保険の対象が工場物件の場合または利益損失補償特約、営業継続費用補償特約、1 敷地内包括契約特約もしくは複数敷地内包括契約特約をセットしてご契約の場合において、上記アからオまでの特別な照会や調査を開始した後に、アからオに記載の期間に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合には、弊社は、同期間内に被保険者との合意に基づきその期間を延長することができます。

② 他に同様の補償をする保険契約がある場合のお支払い方法

他の保険契約^(注)がある場合でも、弊社は独立して保険金をお支払いします。ただし、他の保険契約^(注)により保険金または共済金が支払われる場合は、その金額を損害の額から差し引いて保険金をお支払いします（万一、他の保険契約^(注)および弊社から重複して同一の補償を受けた場合は、弊社が支払った保険金を返還していただくことがあります）。

詳細は、「保険の約款」をご確認いただくか、取扱代理店・扱者または弊社にご確認ください。

(注) 次の保険契約（共済契約を含みます。）をいいます。

- ア. 保険の対象と同一の敷地内に所在する被保険者所有の建物または建物以外のものについて同一の損害または費用を補償する他の保険契約
- イ. 損失または営業継続費用の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約

③ 請求権代位

保険金をお支払いするその原因が第三者にあり、被保険者が損害賠償請求権その他債権を取得した場合、弊社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は弊社に移転します。ただし、移転するのは次の額を限度とします。

ア. 弊社が損害の額の全額を保険金として支払った場合

被保険者が取得した債権の全額

イ. ア以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

イの場合において、弊社に移転せずに被保険者が引続き有する債権は、弊社に移転した債権よりも優先して弁済されます。

④保険金請求権の時効

保険金をご請求いただける期間は、「保険の約款」に定める保険金請求権が発生した時の翌日から3年間です。この期間を超えた場合は、保険金をお支払いできなくなります。

なお、ご契約の継続にあたっては、保険金の請求に漏れがないかご確認ください。

⑤被害者(事故の相手方)の先取特権

損害賠償責任を補償する特約においては、被害者(事故の相手方)には先取特権(被保険者に他の債権者がいる場合であっても、被害者が保険金から優先的に賠償金の支払いを受けられる権利)があります。

(7) 保険金支払後の保険契約

①企業財産保険は、財産損害補償の損害保険金のお支払い額が1回の事故でご契約金額(ご契約金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。)の80%を超えた場合、その損害発生時に終了します。なお、80%を超えないかぎり、保険金のお支払いが何回あっても、ご契約金額は減額されずにご契約は保険期間の終了日まで有効です。

その他の補償および特約につきましては、「保険の約款」にてご確認ください。

②地震保険は、損害の認定が全損となり、保険金をお支払いした場合は、ご契約はその保険金支払の原因となった損害発生時に終了します。なお、全損以外の認定による保険金のお支払いの場合には、保険金のお支払いが何回あっても、ご契約金額は減額されずにご契約は保険期間の終了日まで有効です。

※詳細は、取扱代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。

1. 保険に関するお問い合わせ・ご相談・ご不満・ご意見

取扱代理店・扱者または下記までご連絡ください。

●商品・ご契約内容に関するお問い合わせは

0120-016-693 (通話料無料)

受付時間：平日 午前9時～午後6時

土・日・祝日 午前9時～午後5時

(年末年始を除きます。)

●ご不満・ご意見のお申出は

お客さまの声室

0120-246-145 (通話料無料)

受付時間：午前9時～午後6時

(土・日・祝日・年末年始を除きます。)

2. 事故のご報告

取扱代理店・扱者または下記までご連絡ください。(事故以外のお問い合わせは上記1.へご連絡ください。)

事故のご報告・保険金のご請求に関するお問い合わせは

0120-01-9016 (通話料無料)

受付時間：24時間 365日

3. 弊社の契約する指定紛争解決機関 注意喚起情報

弊社との間で問題を解決できない場合には、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた下記のいずれかの指定紛争解決機関に解決の申立てを行うことができます。なお、同一事案におきまして、双方の指定紛争解決機関に申立てを行うことはできません。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022808 <ナビダイヤル(通話料有料)>

※ IP 電話からは 03-4332-5241

受付時間：平日 午前9時15分～午後5時

(土・日・祝日・年末年始等を除きます。)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

<http://www.sonpo.or.jp/>

一般社団法人保険オンブズマン

03-5425-7963 (通話料有料)

受付時間：平日 午前9時～12時、午後1時～5時

(土・日・祝日・年末年始等を除きます。)

詳しくは、一般社団法人保険オンブズマンのホームページをご覧ください。

<http://www.hoken-ombs.or.jp>

※ IP 電話をご利用の場合、IP 電話の規程により通話料無料の電話番号がご利用になれない場合があります。

企業財産保険および地震保険を ご契約いただくお客さまへ

ご契約内容確認のチェックポイント

企業財産保険契約申込書に記載された内容が、お客さまのご希望に沿ったものであることを、この「ご契約内容確認のチェックポイント」、「重要事項説明書」および「パンフレット」を参照してご確認ください。

チェック① 保険の対象となる建物（または保険の対象を収容する建物）の所在地・構造・用途（用法）、専有延床面積・他の保険契約、保険の対象の所有者（被保険者）、払込方法（集団扱の場合は関連する項目）についてご確認ください。

ポイント1 「保険の対象の所在地」欄をご確認ください。

特に、申込人（保険契約者）住所と異なる場合は、「保険の対象の所在地」欄の記載をご確認ください。

ポイント2 「保険の対象または保険の対象を収容する建物の構造・用途（用法）」欄をご確認ください。

(1) 「構造」欄をご確認ください。

建物の「柱の種類」または「耐火性能区分」によって払い込みいただく保険料が異なりますので、誤りがないかをご確認ください。

構造級別の判定方法

■構造級別は、建物の「柱の種類」で判定します。ただし、法令上の耐火性能が確認できる場合は、その「耐火性能区分」によって判定します。

| | | 企業財物保険 | 地震保険 |
|--------|--|---------------------|--------------------|
| 柱の種類 | ・コンクリート造 ・コンクリートブロック造 ・れんが造 ・石造 | 1級構造 | イ構造 |
| | ・耐火被覆鉄骨造 | 1級構造 | イ構造 |
| | ・鉄骨造 | 2級構造 | イ構造 |
| | ・上記以外（木造など） | 3級構造 ^(注) | ロ構造 ^(注) |
| 耐火性能区分 | ・耐火建築物 | 1級構造 | イ構造 |
| | ・耐火構造建築物 | 1級構造 | イ構造 |
| | ・準耐火建築物 | 2級構造 | イ構造 |
| | ・特定避難時間倒壊等防止建築物 | 2級構造 | イ構造 |
| | ・省令準耐火建物 | 2級構造 | イ構造 |

(注) 保険始期日が2010年1月1日以降となる火災保険契約より実施する構造級別の判定方法の変更に伴い、一部の構造についてご継続後の保険料の大幅な上昇を抑えるための措置があります。詳しくは、取扱代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。

(2) 「用法」欄、「専有延床面積」欄、「建物建築年月」欄および「職作業」欄をご確認ください。

保険の対象となる建物（または保険の対象を収容する建物）の用法（住宅、共同住宅、店舗、事務所、工場、倉庫、作業所）、建物の面積、建物建築年月および職作業によって、ご契約いただける保険商品や払い込みいただく保険料が異なる場合がありますので、誤りがないかをご確認ください。

(3) 「他の保険契約」欄についてご確認ください。

保険の対象を同一とする他の保険契約または共済契約がある場合は、お申出ください。

ポイント3 「被保険者」欄などをご確認ください。

特に、申込人（保険契約者）と保険の対象の所有者（被保険者）が異なる場合は、「被保険者」欄等の記載をご確認ください。

ポイント4 賠償責任の補償がある場合は「借家人賠償・修理費用被保険者」欄などをご確認ください。

特に、申込人（保険契約者）と賠償責任補償の被保険者が異なる場合は、「借家人賠償・修理費用被保険者」欄などの記載をご確認ください。

ポイント5 「保険料払込方法」欄をご確認ください。

保険料の払込方法がご希望のとおりとなっているかをご確認ください。

ポイント6 集団扱でご契約いただく場合、「集団扱」欄をご確認ください。

特に、申込人（保険契約者）が所属する集団に誤りがないか、「集団名」欄をご確認ください。

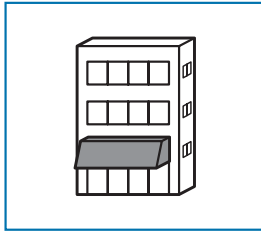
チェック② 保険金額(ご契約金額)、保険期間、補償や特約の内容についてご確認ください。

ポイント1

「保険金額(ご契約金額)」欄で保険の対象をご確認ください。

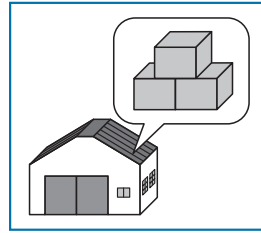
保険の対象ごとにご契約金額の設定が必要です。保険の対象が建物の場合には、建物以外は補償されません。保険の対象(建物または建物以外)の確認は、建物または建物以外の「保険金額(ご契約金額)」欄のご契約金額の記載で確認できます。

① 事業用建物



※門・塀・垣・車庫^(注)等は、明記することにより保険の対象に含めることができます。
(注) 物件種別が一般物件の場合は、延床面積が66㎡未満のものをいいます。

② 商品・製品等



③ 設備・什器(じゅうき)等

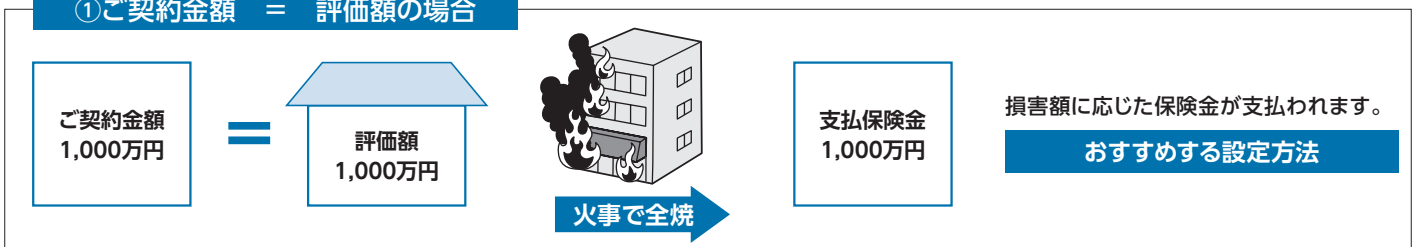


ポイント2

「保険金額(ご契約金額)」欄をご確認ください。

保険の対象および各特約の保険金額(ご契約金額)をご確認ください。ご契約金額は、評価額と同額での設定をおすすめします。実際の評価額を超えたご契約金額でご契約されても、お支払いする保険金は評価額が限度になります。実際の評価額を超えた部分はお支払いできませんのでご注意ください。また、同一の損害を補償する他の保険契約または共済契約がある場合、これらの契約と企業財産保険のご契約金額の合計額が、保険の対象の評価額を超えないようにご注意ください。

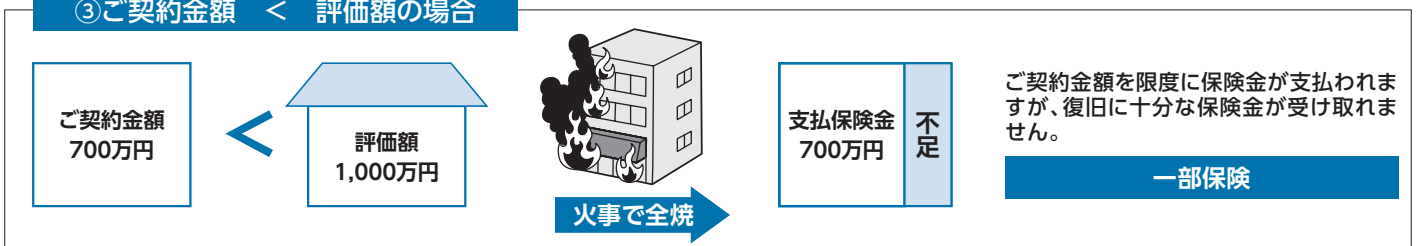
① ご契約金額 = 評価額の場合



② ご契約金額 > 評価額の場合



③ ご契約金額 < 評価額の場合



【参考】建物または設備・什器(じゅうき)等、商品・製品等の評価方法および評価額の算出方法について

① 評価額の基準には、「再調達価額(新価)」と「時価額(時価)」があります。

| | | |
|---------------------|-----------|---|
| 使用による消耗、経過年数等に応じた減価 | 再調達価額(新価) | 保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。 |
| | 時価額(時価) | 再調達価額から使用による消耗、経過年数等に応じた減価額を差し引いた額のことをいいます。ただし、保険の対象が貴金属、宝石、美術品などの場合は、その保険の対象と同等と認められる物の市場流通価額をいい、保険の対象が商品・製品等の場合は、その保険の対象の再仕入価額 ^(注) をいいます。 (注) 死蔵品については市場価額を考慮した減額を行います。 |

②建物の評価方法および評価額の算出方法をご確認ください。

代表的な建物の評価方法(新価基準・時価基準)および評価額の算出方法は、次のとおりです。

| 評価方法 | | 評価額の算出方法 |
|------|-----------------------------------|--|
| 新価基準 | 【年次別指数法】 建物の建築価額と 建築年がわかる場合 | 建物の建築価額(建築時の新築費 ^(注))に物価変動などを反映した係数である建築費指数を乗じて評価額を算出します。 建物評価額 = 建物の建築価額(建築時の新築費 ^(注)) × 建築費指数 (注)土地代、登録諸費用を除きます。 |
| | 【新築費単価法】 建物の建築価額が わからない場合 | 建築材料や所在地による標準的な新築費単価(1㎡あたり)をもとに参考評価額を算出します。 建物参考評価額 ^(注) = 新築費単価(1㎡あたり) × 地方別建築費指数 × 建物延床面積 (注)標準的な新築費単価から算出する方法のため、建物参考評価額は±20%の範囲で調整することができます。 |
| 時価基準 | | 新価基準で算出した金額から使用による消耗、経過年数等に応じた減価額を控除します。 |

③設備・什器(じゅうき)等の評価方法および評価額の算出方法をご確認ください。

代表的な設備・什器(じゅうき)等の評価方法(新価基準・時価基準)および評価額の算出方法は、次のとおりです。

| 評価方法 | | 評価額の算出方法 |
|-----------------|------|---|
| 年次別指数法 による評価 | 新価基準 | 取得価格と取得年度を把握し、取得価格に取得年度に応じた年次別倍率を乗じて評価時点の再調達価額(新価)を計算します。 |
| | 時価基準 | 新価基準で算出した金額から使用による消耗、経過年数等に応じた減価額を控除します。 |

④商品・製品等の評価方法をご確認ください。

商品・製品等の評価額の算出方法は、次のとおりです。

| 保険の対象 | 評価額の算出方法 |
|---------|---|
| 商品 | 再仕入価額を基準に算出します。 ※死蔵品については市場価額を考慮した減額を行います。 |
| 原材料 | 再仕入原価を基準に算出します。 |
| 半製品・仕掛品 | 原材料の仕入原価に各工程で付加された加工費を加算したものを基準に算出します。 |
| 製品 | 製造原価を基準に算出します。 |

ポイント3

【保険期間】欄で保険期間の開始日、保険期間の終了日および保険期間の年数をご確認ください。

企業財産保険のご契約可能な保険期間は原則1年間です。ただし、ご契約の条件によっては、1年を超えるご契約や1年未満のご契約が可能な場合があります。

ポイント4

【特約】欄などをご確認ください。

セットされる特約を、ご確認ください。

ポイント5

補償内容およびセットされる特約の内容についてご確認ください。

企業財産保険では、火災、落雷、破裂・爆発、風災・雹災(ひょうさい)・雪災、盗難などによる損害に対して保険金をお支払いするほか、ご契約の補償の内容により、水災による損害などに対して保険金をお支払いします。補償の内容(保険金をお支払いする場合および保険金をお支払いできない主な場合など)やセットされる特約の内容が、お客さまのご希望に沿ったものであることを、「保険の約款」「重要事項説明書」「パンフレット」を参照してご確認ください。

チェック③ 保険の対象となる建物や建物以外に適用できる割引(地震保険含む)をご確認ください。

ポイント1

企業財産保険に適用できる割引をご確認ください。

企業財産保険の適用される割引については、「割増引」欄などの記載内容をご確認ください。
企業財産保険に適用できる主な割引は、次のとおりです。

【適用できる主な割引】

| 割引名称 | 割引の適用条件 |
|-----------|--|
| 優良リスク割引 A | 1敷地内のご契約金額が1億円以上の場合に、弊社の定める条件に基づき、リスク診断を行ったうえで割引率を決定します。 |
| 包括契約割引 | 日本国内においてお客さまの所有するすべての建物、屋外設備・装置、設備・什器(じゅうき)等を含めてご契約いただく場合に適用します。 |

契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

ポイント2

地震保険に適用できる割引をご確認ください。

ご契約に適用される地震保険の割引については、「割増引」欄などの記載内容をご確認ください(地震保険をご契約の場合)。地震保険には、保険の対象である建物(以下、「対象建物」といいます。)の条件によって、次の割引制度がありますので、適用可能な割引制度をご確認ください。なお、割引の適用の際には、適用条件を満たしていることが確認できる資料をご提出ください。

| 割引 | 割引率 | 適用できる条件 | 確認資料 |
|---------|-------------------------------------|---|---|
| 建築年割引 | 10% | 1981年(昭和56年)6月1日以降に新築された建物である場合 | <ul style="list-style-type: none"> 建物登記簿謄本、建物登記済権利証、建築確認書、検査済証など公的機関等^(注1)が発行^(注2)する書類(写) 宅地建物取引業者が交付する重要事項説明書(写)、不動産売買契約書(写)または賃貸住宅契約書(写) 登記の申請にあたり申請者が登記所に提出する工事完了引渡証明書等(写) <p>いずれの資料も記載された建築年月等により1981年(昭和56年)6月1日以降に新築されたことが確認できるものが対象です。</p> <p>(注1)国、地方公共団体、地方住宅供給公社、指定確認検査機関等 (注2)建築確認申請書(写)など公的機関等に届け出た書類で、公的機関等の受領印・処理印が確認できるものを含みます。</p> |
| 耐震等級割引 | 耐震等級1:10% 耐震等級2:30% 耐震等級3:50% | <ul style="list-style-type: none"> 住宅の品質確保の促進等に関する法律(以下「品確法」といいます。)に基づく耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)を有している場合 国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)の評価指針」に基づく耐震等級を有している場合 | <ul style="list-style-type: none"> 品確法に基づく登録住宅性能評価機関^(注1)により作成された書類のうち、対象建物が免震建築物であること(耐震等級割引の場合は耐震等級)を証明した書類(写)^{(注2)(注3)(注4)} 独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す適合証明書(写)^(注3) ①「認定通知書」など長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類(写)^(注5)および②「設計内容説明書」など"免震建築物であること"または"耐震等級"が確認できる書類(写)^(注4) <p>(注1)登録住宅性能評価機関により作成される書類と同一の書類を登録住宅性能評価機関以外の者が作成し交付することを認める旨、行政機関により公表されている場合には、その者を含みます。(以下「登録住宅性能評価機関」について同様とします。)</p> <p>(注2)例えば以下の書類が対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 品確法に基づく建設住宅性能評価書(写)または設計住宅性能評価書(写) 耐震性能評価書(写)(耐震等級割引の場合に限ります。) 独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す「現金取得者向け新築対象住宅証明書」(写) 長期優良住宅の認定申請の際に使用する品確法に基づく登録住宅性能評価機関が作成した「技術的審査適合証」(写) 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置を受けるために必要な「住宅性能証明書」(写) 品確法に基づく登録住宅性能評価機関が、マンション等の区分所有建物の共用部分全体を評価した場合に作成する「共用部分検査・評価シート」等の名称の証明書類(写) など <p>(注3)以下に該当する場合には、耐震等級割引(30%)が適用されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 書類に記載された内容から、耐震等級が2または3であることは確認できるものの、耐震等級を1つに特定できない場合。ただし、登録住宅性能評価機関(「適合証明書」は適合証明検査機関または適合証明技術者)に対し対象建物の耐震等級の証明を受けるために届け出た書類(写)で耐震等級が1つに特定できる場合は、その耐震等級割引が適用されます。 <p>(注4)以下に該当する場合には、耐震等級割引(新築は30%、増築・改築は10%)が適用されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「技術的審査適合証」において、「免震建築物であること」または「耐震等級」が確認できない場合 「認定通知書」など前記①の書類のみご提出いただいた場合 <p>(注5)認定長期優良住宅であることが確認できる「住宅用家屋証明書」(写)および「認定長期優良住宅建築証明書」(写)を含みます。</p> |
| 免震建築物割引 | 50% | 品確法に基づく免震建築物である場合 | <ul style="list-style-type: none"> 品確法に基づく登録住宅性能評価機関が、マンション等の区分所有建物の共用部分全体を評価した場合に作成する「共用部分検査・評価シート」等の名称の証明書類(写) など <p>(注3)以下に該当する場合には、耐震等級割引(30%)が適用されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 書類に記載された内容から、耐震等級が2または3であることは確認できるものの、耐震等級を1つに特定できない場合。ただし、登録住宅性能評価機関(「適合証明書」は適合証明検査機関または適合証明技術者)に対し対象建物の耐震等級の証明を受けるために届け出た書類(写)で耐震等級が1つに特定できる場合は、その耐震等級割引が適用されます。 <p>(注4)以下に該当する場合には、耐震等級割引(新築は30%、増築・改築は10%)が適用されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「技術的審査適合証」において、「免震建築物であること」または「耐震等級」が確認できない場合 「認定通知書」など前記①の書類のみご提出いただいた場合 <p>(注5)認定長期優良住宅であることが確認できる「住宅用家屋証明書」(写)および「認定長期優良住宅建築証明書」(写)を含みます。</p> |
| 耐震診断割引 | 10% | 地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、改正建築基準法(1981年(昭和56年)6月1日施行)における耐震基準を満たす場合 | <ul style="list-style-type: none"> 耐震診断の結果により、国土交通省の定める基準(2006年(平成18年)国土交通省告示第185号(注))に適合することを地方公共団体、建築士などが証明した書類(写) 耐震診断または耐震改修の結果により減税措置を受けるための証明書(写)(耐震基準適合証明書、住宅耐震改修証明書、地方税法施行規則附則に基づく証明書など) <p>(注)2013年(平成25年)国土交通省告示第1061号を含みます。</p> |

※1複数の割引を重複して適用することはできません。

※2既にいずれかの割引の適用を受けている場合は、保険の対象である建物に割引が適用されていることが確認できる保険証券などを確認資料とすることができます。

チェック④ 保険金をお支払いできない場合や告知義務・通知義務の内容についてご確認ください。

ポイント

重要事項説明書をご確認ください。

保険金をお支払いできない主な場合や告知義務・通知義務の内容について、「保険の約款」「重要事項説明書」で必ずご確認ください。